

## 訪問販売での新聞購読契約は慎重に



先月から新聞が入り始めた。  
3年前に新聞販売店の人が訪問してきて、「名前だけ」と言われて書いたのを思い出した。契約書だったようだ。「購読をやめたい」と販売店に言うと、「景品としてビールを渡している。景品を返したら解約する」と言われた。



景品をもらったかどうか覚えていない。

(別府市 80代 女性)

訪問販売であればクーリングオフ制度が適用されますが、クーリングオフ期間は「**契約書を受け取った日から8日以内**」です。その期間が過ぎれば、一方的な解約はできません。購読が困難になる病気や入院、転居等、考慮すべき事情がある場合は、新聞販売店と話し合うこととなりますが、**数年先からの契約は**、特に高齢者の場合、忘れていたり、経済的な理由、健康上の理由から、購読が困難になることがあります。**よく考えてから契約しましょう**。また、景品は解約時に景品相当額の返還を求められることがありますので、受け取るかどうか慎重に判断しましょう。**しつこい勧誘**などで困った時は、消費生活センターに相談しましょう。